

参考(改正後の通知全文)
社 援 発 第 1005005 号
平成 1 7 年 1 0 月 5 日
第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正

省 略

第 五 次 改 正
社援発 0 7 2 6 第 1 7 号
令和 5 年 7 月 2 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

老朽民間社会福祉施設の整備について

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和 3 8 年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成 1 7 年 1 0 月 5 日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成 3 年 1 1 月 2 5 日社施発第 1 1 7 号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。

1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨

老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。

また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

（１）対象となる社会福祉施設等

（対象施設）

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設

イ 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設

ウ 売春防止法に規定する婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設

（２）適用期間

令和３年度から令和７年度（５年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次の通りである。

（１）木造による施設の場合

別紙１に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（１施設で２以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、５，５００点以下をそれ以外にあっては４，５００点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては３０年、その他のものについては、２５年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

（３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、５０年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

4 国庫補助基準

（１）本体工事費

交付要綱の別表１－１、別表１－２、別表１－３又は別表１－４に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、３による対象事業とな

らない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表1－1、別表1－2、別表1－3又は別表1－4に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

別表

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設	— 4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号）
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）
売春防止法	婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年3月27日厚生労働省令第49号）

木造施設の老朽度算定要領

木造施設の老朽度は、次の各号の定めるところにより、算定した数を連乗して得た数値とする。

- (1) 別表 1 の第 1 項から第 3 項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数に、根継ぎした柱が半数以上あるときは、0.8 を半数未満あるときは、0.9 を、根継ぎした柱がないときは 1 を乗じ、これに 50 を加算して得た数
- (2) 別表 2 の第 1 項から第 7 項までの各項の該当する欄の右端に掲げる数を合計して得た数
- (3) 別表 3 の第 1 項から第 3 項までの各項の該当する欄の記号の組合わせにより別表 4 から得た係数

別表 1 (構造耐力)

1	基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、壺コンクリート造	5	堀立柱木杭基礎	0
2	土 台	15.2cm 角以上	15	12.1cm 角以上 15.2cm 角未満	10	12.1cm 角未満	5	土台なし	0
3	二階以上の階を有する場合の一階の柱	15.2cm 〔又は 13.6cm〕 角以上 〔角以上 2 本〕	20	13.6cm 〔又は 12.1cm〕 角以上 〔角以上 2 本〕	15	12.1cm 角以上	10	12.1cm 角未満	0
	平 家 の 場 合 の 柱	13.6cm 〔又は 12.1cm〕 角以上 〔角以上 2 本〕		12.1cm 〔又は 10.6cm〕 角以上 〔角以上 2 本〕		10.6cm 角以上		10.6cm 角未満	

別表 2 (保存度)

1	経 過 年 数	5 年 未 満	5	5 年以上 18 年 未 満	3	18 年以上 30 年 未 満	2	3 0 年 以 上	0
2	基 礎 の 不 同 沈 下	な い	6	ほ と ん ど な い	4	か な り あ る (見てわかる程度)	1	ひ ど い	0
3	外 壁 の 土 台 の 腐 朽 度	ほとんど腐っていない	7	少 し 腐 っ て い る	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0
4	外 壁 の 柱 の 老 朽 度	ほとんど腐っていない	7	少 し 腐 っ て い る	4	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0
5	梁 の 老 朽 度	ほとんど腐っていない	5	少 し 腐 っ て い る	3	腐 れ が ひ ど い	1	ほとんど腐っている	0
6	柱の傾斜度	ア 梁 行 (はりゆき)	20	1 cm 未満	15	2 cm 以上 3 cm 未満	10	3 cm 以上	0
	イ 桁 行 (けたゆき)	180cm	20	180cm	15	180cm	10	180cm	0
7	横架材の傾斜度	ウ 梁 行 (はりゆき)	15	1 cm 以上 2 cm 未満	10	2 cm 以上 3 cm 未満	5	3 cm 以上	0
	エ 桁 行 (けたゆき)	180cm	15	180cm	10	180cm	5	180cm	0

別表 3 (外力条件)

1	海岸からの距離	a 海岸から 8 Km をこえる	b 海岸から 4 Km をこえる 8 Km 以内	c 海岸から 4 Km 以内
2	最深積雪量	a 2 0 cm 未満	b 2 0 cm 以上 1 m 未満	c 1 m 以上
3	地盤	a 普 通	b やや軟弱	c 軟 弱

別表 4

係 数	1.00	0.98	0.9 6	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外 力 条 件 記 号	a a a	b a a	a a b	b a b	a a c	b a c	a b c	b b c	a c c	b c c	c c c
			a b a	b b a	a b b	b b b	a c b	b c b	c b c		
			c a a		a c a	b c a	c a c		c c b		
					c a b		c b b				
					c b a		c c a				

(注) 記号 (a、b、c) の順序は、別表 3 の項の順序とする。

(注) 1 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。

- 2 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。
また、調査対象施設の構造計算書等の資料を十分に参考とすること。

現存率 ①×100				%							
区 分	構 成		種 類	N	各 部 現 存 率		K	再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R=P×N／0.4	現 存 指 数 K×R	現 存 率 Σ (K×R)／Σ (R)
	P				内 容						
構 造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート ブロック造 鉄骨造 れんが造、石造	1.5 1.0 0.7 0.9 1.2							
主要部の 仕 上	屋 根	10	・アスファル防水、コンクリート押えモルタル塗 ・アスファルト露出防水 ・モルタル防水 ・石綿スレート、かわら、銅板	1.7 1.0 0.5 0.4							
	外 壁	25	・タイル（小口） ・モザイクタイル ・コンクリート打放し ・モルタル、リシン吹付	1.4 1.0 1.0 0.6							
	内 壁	20	・モルタル ・プラスター ・木製	1.0 0.8 0.7							
	天 井	20	・吸音テックス ・ボード ・プラスター ・木製	1.1 1.0 0.8 0.7							
	床	20	・リノリウム ・プラスチックタイル ・アスファルトタイル（暗） ・モルタル ・木製	1.3 1.1 1.0 0.8 0.7							
	外部建具	35	・アルミサッシ（オーダー） ・アルミサッシ（既成） ・スチールサッシ ・木製	1.2 1.0 0.9 0.7							
	内部建具	10	・木製	1.0							
	小 計										
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯（300LX程度以上） ・蛍光灯（300LX程度以下） ・白熱灯	1.0 0.8 0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線 ・ゴム被覆線	1.0 0.9							
	給排水その他	20	・水洗便所 ・くみ取便所	1.0 0.4							
	暖 房	40	・空気調和 ・温風（ボイラー方式） ・温風（熱風炉式） ・その他	1.9 1.3 1.0 1.0							
	小 計										
外 力 条 件		25	別 表 に よ る 係 数								
合 計											①

各部現存率Kの値	(構造) 内容				
	1	損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0,	0.9	
	2	中小亀裂、鋼材発錆（鉄骨造）、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9,	0.8,	0.7
	3	損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7,	0.6,	0.5
	4	不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5,	0.4,	0.3
	5	構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3,	0.2,	0.1
	(仕上、設備) 内容				
	1	損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0,	0.9	
	2	汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9,	0.8,	0.7
	3	損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7,	0.6,	0.5
	4	相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5,	0.4,	0.3
	5	損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3,	0.2,	0.1

(注) 1 調査票記入要領

ア 調査票の各区分ごとの種類欄（N）は、該当するか所に○印を付すこと。

イ 各部現存率欄（K）は、下表各部現存率K値の内容のうち、該当する項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること（老朽度が大きいものほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な状況を記入すること。

ウ 外力条件は、a 海岸からの距離、b 積雪、c 地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合わせに応じた係数を種類欄（N）及び各部現存率欄（K）に記入すること。

エ 各区分ごと及び合計について、再建設指数（ $P \times N$ ）、再建設指数調整値（ $R = P \times N \% / 0.4$ ）及び現存指数（ $R \times K$ ）を算定すること。

オ 各区分ごとの現存指数の合計（ $\Sigma (R \times K)$ ）を再建設指数調整値の合計（R）で除して現存率を算定すること。

2 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。

3 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。